

府中市スポーツ推進計画検討協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市スポーツ推進計画（以下「計画」という。）の策定に当たり市民の意見を反映させるため、府中市スポーツ推進計画検討協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる者のうちから、府中市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 2人
- (2) 特定非営利活動法人府中市体育協会の推薦する者 1人
- (3) 府中市スポーツ推進委員会の推薦する者 1人
- (4) 地域体育館運営協議会の構成員 1人
- (5) 市内障害者福祉関係団体の構成員 1人
- (6) 市内市立小中学校校長会の構成員 1人
- (7) 市内のトップチーム関係者 1人
- (8) 公募による市民 2人以内

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。